

総務文教常任委員会会議録

令和7年9月17日（水）

令和7年9月17日（水）午前10時00分から総務文教常任委員会を第一委員会室に招集した。

○ 出席した委員は、次のとおりである。

委員長	飯島 孝也	副委員長	有賀 公子
委員	丸山 国一		廣瀬 明弘
	高畑 一幸		青柳 好文
	高野 浩一		平塚 悟
	相沢 俊行		

○ 欠席した委員

なし

○ 委員以外で出席した者は、次のとおりである。

なし

○ 説明のため出席した者は、次のとおりである。

政策秘書課長	丹澤 英樹			
総務課長	志村 裕喜			
財政課長	田口 俊			
会計管理者	奥山 清			
市民課長	河村 敬			
勝沼支所長	廣瀬 仁			
大和支所長	大村 山治			
教育総務課長	清水 修			
生涯学習課長	小林 好彦			
政策秘書課	新田 照人	笹本 正和	廣瀬 亮	
総務課	高石 宏満	武井 一徳	樋口 透	磯谷 多恵
財政課	中村 明博			

市民課 早川 崇
勝沼支所 樋口 寛一
大和支所 佐藤 克也
教育総務課 内藤 智子 小林 絵美
生涯学習課 八巻 一也

- 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局 書記 姫野 敏樹 清雲 敬祐

- 会議に付された案件は、次のとおりである。

議案第49号 甲州市職員の育児休業等に関する条例及び甲州市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第50号 甲州市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第51号 甲州市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

請願第2号 学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願

〔開会 午前10時00分〕

- 委員長（飯島孝也君） おはようございます。

初めに、議会広報編集委員会から撮影の申出があり、これを許可しておりますので、ご承知おきください。

ただいまの出席委員9人、定足数に達しておりますので、総務文教常任委員会を開会いたします。

議長挨拶

- 委員長（飯島孝也君） 議長が見えておりますので、挨拶を受けます。

- 議長（廣瀬明弘君） おはようございます。

早朝よりご苦労さまでございます。慎重審議、よろしくお願ひしたいと思います。

開 議

- 委員長（飯島孝也君）　これから本日の会議を開きます。

本日の議題につきましては、8月28日の本会議において当委員会に審査を付託された条例案3件、請願1件の審査をお願いいたします。

また、審査終了後のその他の件につきましては、事前に質問をいただいておりますが、追加の質問がある委員は、この後、最初の休憩中に委員長へ申出をお願いします。

議案第49号

- 委員長（飯島孝也君）　初めに、議案第49号 甲州市職員の育児休業等に関する条例及び甲州市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（飯島孝也君）　説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

高畑委員。

- 委員（高畑一幸君）　子育てに関する職員の条例改正、時代に即した条例だとは思いますが、この承認について当日でも可能なのか。また、課とかあるのですけれども、たくさんあるのですけれども、課の中で例えば数名が同時期、同時間の場合、職務に影響を及ぼすようなことがあるのか。もしあったとしても、それをカバーするような体制をつくっているのか、そこをちょっと教えてください。

- 委員長（飯島孝也君）　志村総務課長。

- 総務課長（志村裕喜君）　お答えいたします。

申請につきましては、前日までに申請をしていただくこととしております。

それから、今もそうですけれども、職員が休暇を取る場合には、当然、課の中、担当の中で調整をしていただきながら取っております。夏休み等に関しても同様ですので、今までと同じように課内、担当内で調整をした上で業務に支障のない中で取っていただくようにはお願いをしていきたいと思っております。

- 委員長（飯島孝也君）　ほかに質疑はございませんか。

(発言する者なし)

- 委員長（飯島孝也君） では、議案第49号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第49号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長（飯島孝也君） ご異議がないので、さよう決しました。

議案第50号

- 委員長（飯島孝也君） 次に、議案第50号 甲州市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。

当局の説明を求めます。

(当局説明)

- 委員長（飯島孝也君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

高畑委員。

- 委員（高畑一幸君） くしくも11月には甲州市議会の改選もありますので、身近なお話ではございますが、国政選挙における選挙運動に関してこういうことがなされているのは承知をしておりますけれども、甲州市の場合、人口総数もかなり減少しているのに、そんなにたくさんのビラを公費で賄うのは、もったいないような気もするのですけれども、そういう枚数制限などは各自治体で規定できるようなことはなかったですか。そこだけちょっと。

- 委員長（飯島孝也君） 志村総務課長。

- 総務課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

まず、ビラの作成につきましては、公職選挙法におきまして本市については政令市以外の市となっておりますので、その市議会議員の選挙のビラについては、最大4,000枚とすると定められております。

それから、ポスターにつきましては、本市で掲示場を設定している箇所が132か所となりますので、それぞれビラについては最大4,000枚、ポスターについては最大132枚分とい

うふうに定めまして、予算のほうも今回補正予算を計上しておりますけれども、それに
応じて補正予算のほうも計上させていただいておりますので、そのような最大の数とい
うようなことをご理解いただければと思います。

- 委員長（飯島孝也君） 相沢委員。
- 委員（相沢俊行君） 大変興味深い質問なのですが、私たちの自分事なのですが
けれども、最大が4,000枚ということであって、候補者がこれを減ずるということは可能だ
ということに理解してよろしいですか。
- 委員長（飯島孝也君） 志村総務課長。
- 総務課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

委員のお見込みのとおりでございますが、それを無料とすることができる最大枚数です
ので、それぞれの候補者がその最大数を超えても超えなくても構いませんが、それは最
大の数に応じた公費負担がされるという形になりますので、超えた分については候補者
の負担になりますし、少ない分につきましては、その分は支出されないというような形
になります。

- 委員長（飯島孝也君） 相沢委員。
- 委員（相沢俊行君） それは、また大変興味深いのですが、つまり公費負担分のマック
スを言っているだけであって、公職選挙法上では、候補者は4,000枚以上の法定ビラを配
布してよろしいということですか。それは、配布の方法は、通常これまでの理解だと、
選挙演説等をする場所で出会った有権者、市民、それから新聞の折り込み等なのですよ
ね。ですから、枚数が4,000枚の限度ではないとなると、これもまたぜひ確認をお願いし
ます。
- 委員長（飯島孝也君） 休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時20分

- 委員長（飯島孝也君） 再開いたします。
志村総務課長。
- 総務課長（志村裕喜君） お答えいたします。

大変失礼をいたしました。ビラにつきましては、最大が4,000枚、証紙も貼ることにな
ろうかと思っておりますので、最大4,000枚。ポスターにつきましては、132枚を超えた分につき

ましては個人の負担になるというような形になります。大変申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

- 委員長（飯島孝也君） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（飯島孝也君） 議案第50号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第50号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（飯島孝也君） ご異議がないので、さよう決しました。

議案第51号

- 委員長（飯島孝也君） 次に、議案第51号 甲州市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（飯島孝也君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

平塚委員。

- 委員（平塚 悟君） 新たにという部分で17条の2が新設されるというところでありま
すけれども、仕事とまた育児、育児というか出産、育児というところを両立させるため
にこういった措置を講じていくというところですが、特に、この17条の2の（3）です。

ここが家庭の状況に起因しているというところと、職業生活と家庭生活の両立の支障と
なる事情の改善に資する事項に関わる申出職員の意向を確認するための措置、とあるの
ですけれども、もちろんこれまでもそういう職員の妊娠、出産、また育児休業に関する
ことというのは、働き方改革の中でしっかりと取り組んできていただいているとは思
うのですが、特にこの（3）番、（1）は情報提供、それから意向確認とあるのですけれ
ども、この（3）について、何か具体的に人事のほうで取り組んでいる内容とかそう
いったことがあれば、少し具体的な例等あればお示しをしていただきたいと思います。

- 委員長（飯島孝也君） 志村総務課長。

- 総務課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

委員がおっしゃるとおり、配慮しなければならないことはもちろんございます。この条例が施行される以前、今現在も、毎年、職員に対して異動希望調査を取り、その際にはそういう個人的なことも書けるような、記載できるようなこととして運用しておりますけれども、この条例改正の追加された部分、具体的にというお話でしたが、例えばその配慮すべき職員から、勤務時間帯ですとか、勤務地、それから配置、業務量の調整等について意向があった場合には、それに対して配慮していくということになるかと思っております。

当然、これが施行された後には周知をしていきますので、それぞれの所属長に対して人事異動の希望を書くこともできますし、それが当然、人事担当のほうにも内容が伝わってきますので、そこで確認をしたりですとか、直接、総務課の人事給与担当のほうに申し出ていただいて相談していく等の対応ができると思っておりますので、例えばということで幾つか申し上げましたけれども、そのようなことについて意向があった場合には、できる限り、その対応できる措置を講じていくというようなことになるというふうに考えております。

- 委員長（飯島孝也君） 平塚委員。
- 委員（平塚 悟君） 承知しました。

今までも本人の希望、調査を取っていただいているということでありまして、あと、所属長としっかりと、総務課との連携を取る中で進めていただきたいと思います。要望として申し上げておきます。よろしく申し上げます。

- 委員長（飯島孝也君） ほかに質疑はございませんか。

相沢委員。

- 委員（相沢俊行君） そもそもその部分の背景を教えてくださいなのですが、新たに第3項、ここで17条の2、それから今の平塚委員が言及された、質疑した3歳未満の部分ですけれども、この辺の条例の文言が出てきた。今、本市における前提の状況は、今、課長がお話しされましたけれども、もう少し大きいピクチャーの話で、全体として、地方自治体の市町村の部分でこのような形の条例がつけられるというその背景というかは、どんなふうな背景がこれはあったのでしょうか。まずそれを。

- 委員長（飯島孝也君） 志村総務課長。
- 総務課長（志村裕喜君） お答えいたします。

当然、大前提といたしまして、人事院規則が一部改正されたことに伴いまして、本市においてもそれに対応するために条例を改正するというものでございますが、当然、柔軟な働き方を実現していく、子育てをしながらでも仕事ができる、それをしやすい職場をつくるというようなことを市としても行っていきたいということが背景になります。

先ほど申し上げましたけれども、例えば勤務地に関して、本市の場合はあまり出先機関等で幾つも勤務地があるわけではございませんが、勤務地について配慮するですとか、それから、育児をしている場合には、夜間の会議等が多いような担当につくと大変ということもありますので、本人からそういう意向があれば、できるだけそういうことがないところに配置をする。それが配置、それから業務量の調整というものになってくると思いますので、そういうことにおいて、できる限り育児と仕事が両立しやすいような措置を取っていくというようなことで対応することを考えております。

- 委員長（飯島孝也君） 相沢委員。
- 委員（相沢俊行君） この条例は、市内小中学校の教職員には該当しないのですか。
- 委員長（飯島孝也君） 志村総務課長。
- 総務課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

対象の職員につきましては、甲州市の職員及び会計年度任用職員となります。

- 委員長（飯島孝也君） ほかに質疑はございませんか。
(発言する者なし)
- 委員長（飯島孝也君） ちょっと私のほうから確認ですけれども、多分以前からもやってきたことというのはあると思うのですが、新たにこの条例改正によって措置することになったというか、配慮することになったというようなことはあるのですか。

志村総務課長。

- 総務課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

幾つか条例改正の内容について申し上げたところでございますが、情報提供ですとか、個別の意向確認をしていくというものが新たなものと言えらると思います。従前から行っていたといえば行っていたのですけれども、その辺はしっかり情報提供するですとか、意向確認も、異動希望調査以外にも周知することによって申し出てくる職員が、申し出やすいような体制を取っていくというようなことは変わってくると思います。

- 委員長（飯島孝也君） もう1点ですが、両立支援制度の情報提供というところで、何か両立支援制度の情報提供、具体的なものというのはどんなものがあるのかというよう

なことは、お話しすることはできますか。

志村総務課長。

- 総務課長（志村裕喜君） お答えいたします。

当然、今も運用しているグループウェアの掲示板で全職員に対してお知らせするとともに、対象となる職員で把握しているような職員には、個別にお話をしていくというような対応を取っていくことを考えております。

- 委員長（飯島孝也君） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（飯島孝也君） 議案第51号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第51号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（飯島孝也君） ご異議がないので、さよう決しました。

次に、請願1件を議題といたします。

この間、当局の皆さんは一度退出をお願いいたします。

請願第2号

- 委員長（飯島孝也君） 請願第2号 学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願。

この請願の取扱いについて発言をお願いいたします。

青柳委員。

- 委員（青柳好文君） これは毎年やっていることなのですが、昨年の12月定例会にカリキュラムの単独で出させて、皆さんのご同意の中で請願をやらせていただいた案件が、毎年この9月にやっていたものに付け加えた一文が、12月の定例会でやったカリキュラムのオーバーロードの文面を9月の今まで定例会で出した請願に加わっただけでございますので、今まで昨年の9月、そして、昨年の12月の定例会でやったものを一緒に合体したものが今回の請願となりますので、よろしくをお願いいたします。

- 委員長（飯島孝也君） 取扱いについての発言をお願いいたします。

丸山委員。

○ 委員（丸山国一君） 委員会の皆さんにご理解いただいて、そして、請願を採択していただくようお願いをしたいと思います。

○ 委員長（飯島孝也君） 丸山委員から発言がございましたが、皆さんからご意見等がございましたらお願いいたします。

丸山委員からは採択ということで提案がございましたが、それで決を採るか、異議がないか採りたいと思いますが、特に発言がなければ決のほうに移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

請願第2号については、採択すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 委員長（飯島孝也君） ご異議がないので、採択すべきものと決しました。

以上をもって、当委員会に付託された事件は全て審査を終了いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

なお、先ほど休憩までにその他の件の追加がある場合は提出をということなので、この休憩の時間の中に提出をお願いいたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時57分

○ 委員長（飯島孝也君） 再開いたします。

その他

○ 委員長（飯島孝也君） その他の件について、これより質疑を行います。

新たに共有されました総務文教常任委員会のその他質問及び資料提供要求ということで、その順番でいきたいと思います。追加もございまして、追加が4つありまして、それを加えて質問を進めていきたいと思います。よろしいですか。資料は共有されると思いますので、それをご覧いただきながら質問をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初の質問です。

高野委員。

○ 委員（高野浩一君） 昨年度からでしょうか、一昨年かな、取り組んでいます地域活性化起業人の事業と、あと副業プロ人材の事業について伺いたいのですが、私、一般質問

もさせていただいたのですけれども、今年度の状況をお伺いします。

- 委員長（飯島孝也君） 丹澤政策秘書課長。
- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

地域活性化起業人につきましては、昨年度も募集はかけておりますが、採用に至りませんので、本年度の7月に採用になったものでございます。

概要といたしましては、地方公共団体としては民間の専門知識、業務経験ですとかノウハウ、こういったものを、自治体が持ち合わせていないこういったものを、地域活性化のために活用していきたいと。こういった人材に助けをいただくことによって地域を活性化していきたいというのが、これの趣旨になってくるものでございます。

このたび、本年7月1日より地域活性化起業人として1名、採用させていただきました。この方につきましては様々な業種を経験されておまして、特に接客業とか、様々な結婚式場ですとか、そういったもののプロデュースとか、そういったものに携わってこられた方でして、今後、市がいろいろ進める事業においてアドバイザー的なことに就いていただければということを期待するものでございます。

この方については、既にもう市の組織内でも何件か相談やアドバイスなどをいただいております、そのご本人が持ち合わせているノウハウを最大限に、まちづくり、この組織内でいろいろなところに生かせるところはどんどん生かしていきたいということで、様々なアドバイスをいただいているところでございます。また、組織外としても、先日、市の商工会とお話もして、何か良い活性化策が出来上がればなというものを期待するところであります。これが、地域活性化起業人です。

副業プロ人材については、昨年度も4件の実績がございましたけれども、今年度も募集をかけたところ、現在、参加決定している事業者が10者ございます。こちらにつきましては、やはり事業を進める上での課題とか悩み事というのを事業者それぞれお持ちかと思うのですけれども、そういったものに対して、その道のプロの方がアドバイスをして解決策を探っていくというような趣旨でございます。昨年度も4社の実績がありまして、その4社の評価、非常に好評をいただいております、今年度、10社、現在、課題解決等に向けて進めているところでございます。

事業の概要については以上でございます。

- 委員長（飯島孝也君） 高野委員。
- 委員（高野浩一君） ありがとうございます。

副業プロ人材のほうでちょっと加えてお聞きするのですけれども、今、答弁の中で10社というふうにありましたが、業種別で、ちょっと私、一般質問でも伺った、その農業の関係でもこういうのは活用できるのではないかというお話をしたところ、当日も農業の方が2名いらっしゃったはずだったのです。実際にこの10社の中に農業分野でこの副業プロ人材を活用している方がいらっしゃるかどうか伺います。

○ 委員長（飯島孝也君） 丹澤政策秘書課長。

○ 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

事業内容が農業でご相談されている方も、個人事業者ではなくて会社組織になりますが、1社。それから、半分農業といいますか、ワイナリーも1社いらっしゃいます。現在のところは以上です。

○ 委員長（飯島孝也君） これに関する質問は打ち切ります。

続きまして、相沢委員。

○ 委員（相沢俊行君） 本市、数年来、庁内の組織の再編、改編というふうなことでやってきた経緯もあり、その評価も併せて聞きたいと思いながら、その先のことのほうをまた考えて見通した上で、高齢化に伴う行政ニーズがかなり多様化、複雑化しているというふうなことも相まって、今後、新たな組織改編というふうな予定はあるのでしょうか。これまでの改編の評価も含めてお話いただければと思います。

○ 委員長（飯島孝也君） 丹澤政策秘書課長。

○ 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

市役所の組織改編についてですけれども、来年度からの改編は予定して、今、検討をしているところです。

これまでの評価というところですが、やはり社会情勢の変化ですとか、いろいろこの組織はこの形にしておけば、もう最終形でいじらないで大丈夫というような形というのはなかなか難しいと思います。一番分かりやすかったのはコロナ禍のときだと思うのですけれども、コロナ禍のときはワクチン接種が決まって、早急に体制を整えなければならないような状況で、ワクチン接種チームをつくって、そこも一部の組織の改編ですけれども、そういった社会情勢の変化によってどんどん対応していかなければならないという状況がございます。

今回の組織改編につきましても、公共施設の管理ですとか、今、市が抱えている課題の一つですよね。そういったものを一元化できないかということであったり、それから、

一般質問でもご質問いただいておりますけれども、空き家の関係です。空き家の関係も一元化して対策できないかとか、そういったことを考えながら、現在、組織の改編を進めているところでございます。

過去の評価も、当然、改編したからこういう問題が解決しやすくなったということはあるのですけれども、私も今回非常に苦勞しているのが、ここを改編すればよくなる。けれどもこっちにこういう影響が出る。パズルみたいなものでして、この真四角の中いろいろなめ込むのですけれども、こうやっちはめ込んだら、今度こっちが飛び出してしまうとか、そういった部分というのはどうしても必ず出てきてしまいます。ですから、不定期に、組織というのはその社会情勢によって改編していかなければならないものであるということ実感しているところでございます。

現在のところは、来年度の状況についてはまだちょっと検討中ですので、あまりこれ以上の詳しいところというのは申し上げられないのですが、先ほど申し上げたように空き家のことですか、それから公共施設の管理ですか、そういったものを柱に据えて、今、検討をしているところでございます。

以上です。

- 委員長（飯島孝也君） 相沢委員。
- 委員（相沢俊行君） ありがとうございます。

検討中ということで、細かいことはお話できないということで、それで承っておきますけれども、一般質問の中で市長は、中村議員のたしか大菩薩の湯に関する質問の中での答弁だったと思うのですけれども、公共施設等の管理に関しては、考え直さなければならないというふうな趣旨のお話を一言されましたので、今の課長の公共施設の管理が、次の庁内の組織編制に関わっているのだなということは、符丁が合うなと思いましたが、空き家の問題、それから課長おっしゃるとおり、確かに1回決めて、それで対応すればそれで対応できるほど、今、行政ニーズが単純ではないのかなとは思いますが、一言だけ、最終的に次の、来年度の庁内編制の優先順位でいくと、一つ、二つは、はっきり言うとどの辺になるのでしょうか。

- 委員長（飯島孝也君） 丹澤政策秘書課長。
- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

優先順位、1番、2番を定めているわけではございませんが、やはり先ほど申し上げたとおり、柱としてはその公共施設ですか、空き家ですか、それから地方創生とか、

ふるさと納税に関する部分についてもいろいろ考えを進めているところです。

今年の2月、昨年度の終わりに、各課からいろいろ現在の組織における課題を調査してアンケートなどを組織内で実施しまして、そういったところで浮かび上がってきた課題を解決するために、今、進めているところです。1番、2番とかそういう順番はないのですが、解決できるところをできる限り解決していきたいというふうに考えて、今、進めているところです。

○ 委員長（飯島孝也君） 相沢委員。

○ 委員（相沢俊行君） 方針の概略は理解いたしました。私は、高齢化が極めて急速に進んで、本市の場合は高齢者の暮らしが少しでも安らぐような施策のところにぜひ力点を置いていただきたいなというふうに思うのですが、ささやかな要望ですが、庁内編制で考えの中に入れていただければと、要望いたします。

○ 委員長（飯島孝也君） よろしいですか。

では、次の質問です。

有賀委員。

○ 副委員長（有賀公子君） お願いします。

今年の防災訓練の取組状況ということで資料のほうも頂いております。色分け等もしていただいて分かりやすいのですが、まず白い地域、何も塗られていない地域のところは、全くその訓練がされていないのか、今後、予定があるのかとか、そういった状況がお分かりになりますか。

○ 委員長（飯島孝也君） 志村総務課長。

○ 総務課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

資料の要請を受けまして提供させていただきました。これにつきましては9月10日現在の資料でございまして、有賀委員がおっしゃいましたとおり、色分けがしてございます。黄色で塗られた地域につきましては、実施の計画書が提出をされた地域でございまして、それから、オレンジ色に塗られた地域につきましては、実施したということでその報告書、参加人数等も記載した中で報告をしていただいております。白いところがまだ計画書等の申請もないわけでございますけれども、特に勝沼地域がちょっと目立つのですけれども、当然、農繁期になっておりますので、その辺は地域の実情に応じて実践的な訓練をお願いしますというようなことで、それぞれの3地区の区長さんたちに集まっていたいて、こちらでもお願いをしておりますので、その地域に応じた適切な時期に実施

をされるというようなことで総務課のほうでは考えております。今現在はそんな状況で
ございます。

- 委員長（飯島孝也君） 有賀委員。
- 副委員長（有賀公子君） ありがとうございます。

今おっしゃっていただいたように、色分けをしていただいている、オレンジのところは
報告書が出ているということですが、黄色いところはせっかく開催していただいている
ので、これは任意なのかなと思うのですけれども、このように開催しましたとか、場所
によっては何か集まって点呼だけ取って解散みたいな、何かそんなこともちょっとお聞
きすることもあるので、本当か分からないのですけれども、そういった点で何か報告書
は、開催したら報告書を下さいみたいな、そういったお考えはあるのかどうかお聞きし
たいです。

- 委員長（飯島孝也君） 志村総務課長。
- 総務課長（志村裕喜君） 答えいたします。

先ほど申し上げたとおり、3地区の区長の皆さんに集まっていただいて、防災リーダー、
民生委員さんにも集まっていただきましたけれども、その席上、実施の計画書、それか
ら報告書のひな型を配付させていただいて、報告書も提出してくださいというお願いを
しておりますので、計画書が提出された地域につきましては、今後、報告書が届くので
はないかというふうに考えております。

- 委員長（飯島孝也君） では、この質問については打ち切ります。

次の質問、私からですが、防災の備蓄品の避難所への配置は検討できないかというこ
とで一般質問でも出たのですが、今、備蓄品が避難所とは別に配置されているという部分
もありますので、大災害のときに運べるのかというような心配もありますので、避難所
等への配置が検討できないかということを質問したいと思います。

志村総務課長。

- 総務課長（志村裕喜君） 答えをいたします。

今、委員長がおっしゃったとおり、一般質問でも質問を受けて答弁させていただきました。
その際には、使用期限の管理ですとか、保管場所の確保等の管理の問題、それから、
特定の地域の避難者数が想定と異なった場合、備蓄品が不足する避難所と余る避難所が
生じて、効率的な物資供給が困難になるという、そういうリスクがあるということ等を
考慮して、本市では各避難所の状況を把握して、必要な物資をタイムリーに届ける集中

管理、分散供給の体制が、今現在、最も効率的かつ効果的と考えまして、市の防災拠点となる本庁舎、それから各支所を中心に集約をして管理をしているというような状況とか考えを答弁させていただきました。

また、届くのには時間が当然かかりますので、自助・共助の取組も強化していただけるように、広報等通じて啓発するとともに、自主防災会における備蓄品等の購入についても補助をさせていただいております。

しかしながら、そういう検討ができないかという質問も受けたところでありますので、当然、備蓄品の中には口に入れる食品ですとか、飲料水がありますので、そういうものについては保管状態が良好に保てる場所でないといけないということもありますので、そういう品目ごとのことも考慮して、可能などころがあるかどうか。それぞれ管理している所管課もありますし、地域の施設もありますので、そういうところとも協議が必要になってくると思いますけれども、検討はしていかなければならないという認識は持っております。

○ 委員長（飯島孝也君） ありがとうございます。

この質問は打ち切りまして、次の質問に移ります。

これも私からなのですが、地域公共交通と市民福祉ということで、この委員会からも所管事務調査をさせていただいて、報告、提言をさせていただいたところですが、これからの地域公共交通の見直しと、この間、新聞記事にも載っていましたが、これからの取組、スケジュール感についてお尋ねしたいと思います。

河村市民課長。

○ 市民課長（河村 敬君） お答えいたします。

今後の取組状況、スケジュールということなのですが、私どもとしては、今、情報収集に努めております。といいますのは、デマンドバスに関しまして業者からの見積りを徴取したりですとか、今後、塩山地区をしっかりと運営していくことも重要ですし、勝沼地区、大和地区に広げていく場合の事業所さんの人の数も必要ですし、その辺の体制も含めて、タクシー協議会のほうと協議をしております。

できれば、10月に政策協議、それから、当初予算の編成前に庁議にも出させていただきます。担当課で決められるものではございませんので、市長、副市長を筆頭に、主要課長としっかり議論をして当初の予算編成にどう組み込んでいくかというようなことを考えていきたいと考えております。

以上でございます。

- 委員長（飯島孝也君） スケジュールを今お聞きしたところですが、デマンドの全域化みたいなことが新聞では載っていましたが、具体的に方向として取り組んでいくこと、庁議等にかけていくことというのは具体的に何か検討項目はあるのでしょうか。あとは、地域公共交通会議はこれに関してはあまり関係がないのでしょうか。それについてちょっとお尋ねします。

河村市民課長。

- 市民課長（河村 敬君） お答えいたします。

山梨日日新聞社が9月11日付で新聞紙面にデマンドバスのことについて書いていたのですが、こちらにつきましてはアンケート調査をホームページに載せて、それからすぐに取材を受けたわけですけれども、この内容については、山日新聞さんの記者、またデスク、その上の方が分析をしてそれで書いているというふうに認識をしておりますので、私どもとしてこういう見出しにしてほしい、こういう内容にしてほしいということは一言も言っていない内容でございます。山日新聞として載せた記事ということでご理解いただきたいと思っております。

それから、地域公共交通会議につきましては、法定協議会でございます。毎年、リーダーの補助金の申請をするに当たりまして実施計画をご承認いただいて、国土交通省のほうに補助金の申請を出すという協議会でございますので、私どもの計画をご承認いただいて国のほうに申請を出すと、ご承認いただく機関ということの位置づけになっております。

以上でございます。

- 委員長（飯島孝也君） 具体的に庁内で検討する内容というのは、今回、提言書を出したのですけれども、その中には例えば勝沼の循環路線の方向づけをちょっと見直したらどうかとか、重点化の部分を観光に軸足を移したらどうかとかいろいろ提案をさせていただいているのですけれども、幾つかの検討項目があると思うのですが、その検討項目というか、方向性も、もし少しあるのだったら、今、報告できることがあるようでしたら教えていただけますか。

河村市民課長。

- 市民課長（河村 敬君） 提言書、私も見させていただきました。ただ、勝沼の循環バス、また、大和の縦断線につきましては、10年間の債務負担行為ということで議会の議決

をいただいているものでございます。その中で非常に循環バスにつきましても、縦断線につきましても利用者が多い状況でございますので、またここですぐに観光客の足に重点を置いたダイヤ編成ですとか、バス停の編成だとか、そういったことにしていくと、平日利用している勝沼の町民のもう慣れた時刻、自分の生活スタイルに合った利用をされている方が、また混乱してしまうというようなことも考えられますので、その辺につきましましては慎重に検討していきたいと考えております。

以上です。

- 委員長（飯島孝也君） ありがとうございます。

平塚委員。

- 委員（平塚 悟君） 今、全体的な見直しというところで委員長から質疑があったのですけれども、今の市民バス、特に勝沼循環線、それから縦断線で、毎年、一次交通の例えば中央線とか、それから高速バス等に接続という部分で、JRのダイヤ改正等ありますよね。それに対して市民バス等の時間の調整とか、そういったところはちゃんと見直しは図られている状況なのでしょうか。ちょっと確認でお伺いいたします。

- 委員長（飯島孝也君） 河村市民課長。

- 市民課長（河村 敬君） お答えいたします。

JRの時間、特に特急電車ですとか、そういったものに対しての見直しは行っておりません。

- 委員長（飯島孝也君） 平塚委員。

- 委員（平塚 悟君） 私も正確には詳しくは調べたことはないのですけれども、ちょっとそういった声をお聞きすることがありましたので、1日に3本しかないバスに乗って行って、塩山駅から東京方面行こうとしたのだけれども、なかなかちょうどいい時間帯に当たらなかったとか、そういった意見を聞いております。

事業者との調整も必要かもしれないですけれども、利便性を高めるというところでも、ぜひ、一度そこも含めて調査をして、情報収集をしていただきたいと思いますので、お願いいたします。要望として申し上げておきます。よろしく申し上げます。

- 委員長（飯島孝也君） 高野委員。

- 委員（高野浩一君） 課長の今までの答弁の中でも触れられていない自動運転についてお聞きするのですけれども、今議会の初日、委員長報告の中にもあったと思うのですが、甲州市としてもそれを取り入れていくべきだと。国の動きとしても自動運転は積極的に

進めていると思うのです。

現在の市内の自動運転に対する位置づけというのはどんなものなのでしょうか。予算にものらないとか、全く検討することもないとか、いやいやそうではなくて少しは考えているとか、そのあたりを伺います。

- 委員長（飯島孝也君） 河村市民課長。
- 市民課長（河村 敬君） お答えいたします。

私も富士吉田市で自動運転バスに乗車してきました。国もいろいろなところで実証実験をやっているということも承知していますし、境町ですとか、導入しているということも承知しておりますが、私が乗った感想でいうと、なかなかレベル2のレベルでの導入というのは、市民の皆さんに対してどうなのかなというような、私個人の主観でございますが。

ただ、やはり国が進めているもので、補助金もついたりということですので、二、三回、自動運転バスの業者さんともご提案をいただきながらお話は私も聞いております。今、そんな状況で、業者さんと話をしたりというようなことはしておりますが、ここですぐにどうこうというような、担当課長としてそこまでは考えていないところでございます。

- 委員長（飯島孝也君） 私たちの提案の中で、今、自動運転のことに触れられたのでちょっと伝えていくのですが、塩山の循環路線というか、そういうものが自動運転に向いているのではないかとということで提案をさせていただいたところですが、市民病院を中心とする市街地の循環路線ということは、自動運転ということにかかわらず、検討されているようなところはあるのでしょうか。
- 委員長（飯島孝也君） 河村市民課長。
- 市民課長（河村 敬君） お答えいたします。

塩山の市街地については、やはりデマンドバスが今走っておりますので、それと、塩山の市街地につながる路線バスを山梨交通さんのほうに委託して運行しておりますので、新たに塩山の市街地をぐるぐる回るような循環バスというようなことは、今のところ考えてございません。

以上でございます。

- 委員長（飯島孝也君） ありがとうございます。

また、報告書も改めて見ていただいて、ご検討をさらにしていただくようお願いしたいと思います。

この件に関しての質問はいいですか。

続きまして、有賀委員、お願いします。

- 副委員長（有賀公子君）　　お願いします。

市内小学校入学者数ということで、小学校1年生推移という資料を頂いております。ありがとうございます。

先の5年間を見ても、そこまですごく数字が大きく変わるところはないのかなというふうには思いますけれども、ちょっと急にゼロが出てくるのがびっくりするのが大和小学校なのですけれども、あくまでも予測だったり、予想だったり、この先のことなので分からない状況ではあると思うのですけれども、そういう中でも玉宮小学校とかも5人以下というところが続くのかななんていうふうには思いますけれども、本当にあくまで先のことでは分からないと思うのですけれども、今後の見通しとか、見解みたいなものをお聞かせいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

- 委員長（飯島孝也君）　　清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君）　　では、お答えをさせていただきます。

まず、資料でございますが、委員からは私立の学校も含めてというようなことで要望いただいていたところではございますが、大変申し訳ありませんが、そこまでは当課ではつかんでおりませんので、本市の小学校に入学をされた、あるいは今後される見込みである小学1年生について表にまとめさせていただきます。

この中で、来年以降の見込みであります。本年の8月1日現在の住民基本台帳人口から、年齢によって階層区分が分かりますので、そのことによって各学校に振り分けてつくった表でございます。

今後についてということになるわけですが、小学生の児童の減少に伴って、学校の先生、教職員については県からの配置であります。ということになると、県から配置される教職員も減ってといくということが、私どもでは一番懸念しているところであります。県においては、少人数教育の推進というようなことで25人学級も推進をしております。

ただ、現在、本年度に関しましても、市内におきましては複式学級を導入せざるを得ない学校というところが4校、8学級ございます。ここに示しました12年度ということにこのままの数字でいきますと、7校で10学級というふうなことが想定をされております。そのことに関しては、先ほど申し上げたとおり県のほうから教職員の配置がされないということで、現在も市の単費に基づいて複式学級の支援教員の配置をしているところでは

あるのですが、現状の今8人です。その人数以上はなかなか探すほうも難しいこともありますし、実際、1年間で880時間ということでお願いをしておりますが、それ以上増やしていくこともちょっと無理だろうなというところがあって、現在が現状では限界の状況ではないかなというふうに考えております。

したがいまして、今後についてですが、今のとおり県からも配置をされない、市の状況についても今が限界であるというようなところから、何かしら考えてはいかなければならないかなというところは考えておりますが、現状では具体的なところはまだ決めてはございません。今後についてということになるかと思えます。

- 委員長（飯島孝也君） 質問の順番が、私のほうでちょっと間違っ、市民課長にまとめて質問を聞くところだったのですが、1問飛ばしてしまいまして、申し訳ございませんでした。

高野委員から追加の質問がございますので、お願いいたします。

高野委員。

- 委員（高野浩一君） 自転車用ヘルメットの購入補助金について伺います。

市のホームページで、令和7年度末で終了しますということが掲載されているのですが、この補助金を終了するに至った背景、理由などを説明いただきたいです。

- 委員長（飯島孝也君） 河村市民課長。

- 市民課長（河村 敬君） お答えいたします。

令和5年に道路交通法の改正に伴いまして、自転車におけるヘルメットの着用が努力義務になったということで、令和5年10月に、9月議会で補正をさせていただいたかと思うのですが、10月からヘルメットの購入に対しまして補助金を出すということで取り組んでまいりました。

ちなみに令和6年度の実績でございますが、未成年が75件、成人が18件、合計で93件というような数字になっております。

こちらの数字につきましては、予算決算の委員会のほうでも資料請求を受けている内容でございますが、こういった補助金は、まず努力義務となったときに行政が補助をしてやっていくと。2年半になりますけれども、おおむね3年補助を出せば、市民の皆様に着着するというような認識の下、令和7年度末で終わりにしたいと考えております。

当初の作成した要綱につきましても、令和8年3月31日限りでこの効力を失うというような要綱の文言にさせていただきましたので、基本的に行政の補助金については3年を

目安に、市民に定着をしたら終了するというような認識でおりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上でございます。

- 委員長（飯島孝也君） では、この質問については打ち切らせていただきたいと思ひます。

あとは、教育総務課への質問だけになりますので、ここでほかの職員の皆さんは退室しても結構ですので、それは自由ですので、別に退室してくださいということではありませんが、よろしくお願ひいたします。

では、次の質問に移ります。

では、相沢委員、質問をお願いします。

- 委員（相沢俊行君） 市内の児童数、生徒数が減少しているというふうなことは、もう承知はしているわけですがけれども、委員会ですので、いよいよ改めて今後の推移を見て、簡単に見た場合、来年度以降、2桁の入学児童があるところは、塩山のほうで、上のほうで3つ、そして、松里が途中で1桁になり、勝沼も同じく途中で1桁になりということで、ほとんどここから5年くらいのスパンで見た場合に、2桁の児童数の入学数はほとんど3つの小学校にしかないということになるのです。

それで、様々な学校のいじめであるとか、それから不登校の問題、後でもちょっと質問させていただきますけれども、私たちも委員会ですからお話ししますがけれども、地元で小学校の明かりを消すわけにはいかないというふうな、地元の地区に住まわれている人の思いはもちろんあるわけです。中学校の再編が先に走りましたので、今現在、本市において、基本的な質問は、クラスサイズとして適正と言えるのかという、まず根本の疑問です。これをどう捉えるかです。一つは。

その先に、先走ってお話しすれば、当然、もう一つ、ワンクッションの施策としては小中一貫校という形があり得たわけです。これもまだあり得るかもしれないという、ぎりぎりの状況かなと思うのです。もちろん山梨市の現状で小中一貫校が今度つくられるというお話はもうご存じだと思いますけれども、それらも視野に入れながら、クラスサイズとして、少数であれば目の行き届いた教育が施されるというふうには簡単には言えないのですよね。

その観点からすると、これはもうクラスサイズとして、これが6年間の最初のスタートにいくわけですね、小学校の場合。その先に3年があって、都合9年ということなので

すけれども、小学校6年間の教育の質を考えた場合に、学校行事等も含めて、クラスサイズとして適当だと僕は思えない。

そこをどういうふうに認識されて、かつ、今後5年間のこのスパンの児童数の入学数を見て、これに対して何らかの教育政策に何か変更というか、新たなものというふうなお考えはお持ちなのかどうか。この2点です。

- 委員長（飯島孝也君） 清水課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをさせていただきます。

先ほど有賀委員のご質問にもお答えをさせていただいたところですが、現状の小学校の状況が、人員配置等含めますと限界ではないかなというふうに考えております。

令和元年度に学校再編審議会を立ち上げて、そこで協議をいただき、そこで中学校に関しては統合がいいだろうと。小学校に関しては、現状のまま推移をしていくのがよいのではないかというのが、その当時の答申でありました。そこからちょうど7年が経過をし、現状、ここから先の5年間は、今お示しをさせていただいたとおりであります。

委員のご質問にもありましたとおり、1学級が1桁で推移をしていくということになりますと、先ほど申し上げたとおり、令和12年に関しては複式学級が10クラス存在するというのが今のところの見込みであります。このことに関しては小学校の学校の教育という場面において、幾ら少人数学級が推進をされている中とはいえども、複式学級でずっと過ごしていくというのは、やはりそこは考えなければいけない、是正しなければいけないというふうに当課も考えております。

8月の終わりになりますけれども、総合教育会議が開かれました。その際に教育委員会サイドとして現状の小学校、あるいは中学校の児童生徒数についての見込みもお話をさせていただいたところの中で、市長からもやはりそこは考えていかなければならないということでお答えをいただいたところでもあります。そのことに関しては教育委員会の中でも全委員が共通の認識としてまとめておりますので、今後、まだ具体的なところまでは決まっておりますが、小学校についてもどうあるべきかというところは改めてご審議をいただかなければならない状況ではないかなというふうに思っております。

ただ、先ほど議員もおっしゃったとおり、小学校に関しては、地元の方たちとも非常に密接な学校であるということも認識しておりますので、本当に仮の話ですが、今年度では再編審議会を立ち上げて、来年度から変えていこうといっても、それはやはり無理だろうということもありますので、相当数の年数をかけてそこも協議をしていかなけれ

ばならないというふうに考えております。ここでは令和12年ということを示させていただいてありますが、そのくらい、あるいはもっと先を見据えて、どうしていくのかというところも考えていかなければならない状況かなというふうには考えております。

それから、もう一点、先ほど山梨市の例を挙げられて、小中一貫というようなお話もされました。山梨市に関しては県内で初の義務教育学校として運営をしていくと。今年度はあくまでも試験的な導入ということで、来年度から本格的な導入をしていくということでお話は承っております。

その中で、全国的には150校程度であったというふうに記憶しておりますが、義務教育学校というものが存在をしてございます。9年間を一括の教育として行っていく。その中で、今、小学校が6、中学校が3というような分けになってはいますが、そこも柔軟的に対応して行って、山梨市については、たしか3、4、2というような形で、その時間割等考えていくというようなことも承っておりますので、実際、その動きに関して、内容に関しては、今後の動向を見ながらということになるかと思うのですが、ただ、全国的にはもっと大きな規模、例えば本市でいうと塩山南小学校と塩山中というような規模で義務教育学校を設置しているところが多い状況です。笛川小・中学校というようなところの、ある意味小規模というところで義務教育学校というのを設置しているのが非常に少ない状況ですので、そこも注視をしていかなければならないかなというふうに考えております。そういったところも含みながら、今後どうしていくかということも改めて考えていかなければならないかなというふうに思っております。

- 委員長（飯島孝也君） 相沢委員。
- 委員（相沢俊行君） ありがとうございます。

ある種の現状を踏まえて厳しい現状の中で答弁いただいたのですが、それから、今後5年間見据えた場合に、これが本市の義務制小中学校のクラスサイズとして大変課題が多いということは、危機感は感じられるのですが、要望になるかとは思いますが、極めて政治的な部分もある案件なのですね。実際に、本当に小学校を統廃合するというようなことは現実起きた場合は。だから、その部分も含めて数年かけてという課長のお話ですが、私は可及的速やかに、地域の住民も巻き込みながら理解と協力を求めつつ、少しく全市的に。

このクラスサイズで、運動会をはじめとする学校行事の体験の部分の質と量、それから、人間と人間、人と人との触れ合いの質と量、それから、先ほど課長も言及されたとおり、

児童数が減れば教職員数も減るというふうな中でまさに教育そのもの、境界教育を含めて教育そのものの質等、自分にもし該当する子どもがいたら、親御さんの立場に立つと大変心配だというのが本当の話だと僕は思います。

だから、大変難しい課題ではありますけれども、ぜひ、速やかに必要な議論、討議、検討を行って、クラスサイズの、この小規模というのを少しでも変える、少しでも適正サイズに近づけるという努力を、ぜひ速やかに検討されることを要望いたします。

- 委員長（飯島孝也君） では、次の質問に移ります。

相沢委員。

- 委員（相沢俊行君） それでは、お願いします。

最初の質問は、不登校児童生徒の現状がどんなふうになっているのかということで、対策をされていることは十分承知しておりまして、文部科学省の指示されている様々な校内の、それから学校外での多様な学びの場を設けているということも承知はしておりますが、そもそも、なかなかデータが、各小学校、中学校で不登校の児童生徒数がどのくらいですかというふうなことが公表されないという中で、なかなか議会も含めて見えないのです。

それで、その部分を含め、なぜデータは公表されないのかも含めて、児童生徒の不登校の現状、それから分析を、お話できる範囲でぜひ詳しくお聞かせ願いたいと思います。

- 委員長（飯島孝也君） 清水教育総務課長。

- 教育総務課長（清水 修君） では、お答えをさせていただきます。

まず、不登校児童生徒の状況でございますが、国において児童生徒の問題行動・不登校等指導上の諸問題に関する調査というものを毎年行っております。現在、国において公表されておりますのは令和5年度の数値でございます。令和6年度、昨年度に関しましても、各市町村においてこの調査に基づく数値については国のほうに上げておりますが、現在はまだ公表されておられませんので、そこはぜひご容赦いただければと思っております。

その中で、若干、5年度と6年度、本市の状況を比べたところですが、本当に微増です。具体的な数字は、申し訳ありません、申し上げられませんが、小中ともに微増という状況であります。

現在の不登校対策でございますけれども、いち早く児童生徒の変化に気づくことが重要であります。また、小さなSOSを見逃すことがないように、昨年度から心の健康観察

推進事業というものを実施しております。1人1台端末を児童生徒それぞれお持ちですので、電源を立ち上げる際に、今日の気持ちはどうなのか、晴れと曇りとか、簡単なマークで示しをさせていただいております。

また、さらに、自分には悩みがあるといった方に関しても、手上げ方式ということでコメントを入れられるようになっておりまして、そのコメントを養護教諭であり、担任であり、あるいは学校長なりが共有する中で、児童生徒の悩み等にいち早く気づくというようなことを昨年度から行っているところであります。そのことに関しては、学校教職員全体で共有して、お一人お一人に寄り添うような形をしているというところでございます。

また、本年度に関しましては、塩山中学校内に校内支援センターというものを設置いたしました。ひだまり教室と同様の形ではありますが、別室を用意させていただいて、そこで不登校児童生徒の支援を行っているという状況でございます。

次に、未公表であるというところの理由でございますが、これは先ほど申し上げたとおり、国の調査として行っております。これに関しては統計という扱いになってまいりますので、統計法が適用されてくるということになっております。統計法については、この中で公表する場合に関しては、文科省に全部申請を上げるというようなところまで規定をされております。先ほど申し上げたとおり、あくまでも国全体の統計として調査をしているものでありますので、個別の状況に関して、公表はいかがなものかというのが国から示されております。

実際のところ、県におきましても個別な公表はしていないという状況でございます。先ほど申し上げた国の調査の中で都道府県ごとの調査概要が出ておりますので、それに基づいて都道府県の状況は分かるということから、県については公表していないという状況であります。理由については先ほど申し上げたとおりでございます。

以上であります。

- 委員長（飯島孝也君） 相沢委員、手短にお願いします、質問を手短に。時間がちょっと押していますので。
- 委員（相沢俊行君） はい。

令和6年度、5年度の不登校生、実数が34万6,000人ということ、その中に当然本市の実数も上げて、年間欠席日数が30日以上の人ですよね、児童。しかもそれは継続的にですよ。つまり1日でも29日間は、しかし、1日でも登校すれば不登校児童生徒になりませ

んよね。確認です。

- 委員長（飯島孝也君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

相沢委員のおっしゃるとおり30日ということが規定されておりますので、そこを超えればという形になっております。

- 委員長（飯島孝也君） 相沢委員。
- 委員（相沢俊行君） そうしますと実数はその統計上よりも、それに近い不登校とされる、ほぼ近い児童生徒数は、はるかに実数超えているのですね。私の耳にも、教室には入れないけれども1日の大半を保健室で過ごす子ども、それから、遅刻、早退、頻繁に繰り返していて、また、つい最近伺った話では、ある教科、先生の科目だけは授業に出られないとか、様々な形態があつて、それは不登校には入っていないです。

最終的に、もしかすると、今の学校システムがなかなか今の児童生徒に合わない部分も大きいのかなとは思いますが、しかし、義務教育制の中で何とかクオリティーを上げて、今の子どもたちが通えるような学校にしないといけないという点では、文科省が出している、先ほどの学校風土の見える化というふうなものをもう少し進めないで、まさにこの不登校の日数も出てこないところから始まって、もう少しこういう部分に対してはこんなふうになっていますというふうなことを、学校に通っている親御さんたちはある程度共通しているけれども、その辺をもう少し、学校の見える化を強めて、そして少しでも不登校、こういった子どもたちの数が減るような必要性はないでしょうか。

- 委員長（飯島孝也君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

不登校に関しては、非常に重要な問題であるというふうに当課でも考えております。また、全校長が出席をいたします校長会の中においても、このことに関しましては各学校で、全体で取り組むようにということで指示もしているところであります。

先ほど申しあげました中でございますが、いかに学校に来たくなるような、魅力的な学校にしていくにはどうするかということも含めまして、各学校長には指示をし、各学校長、あるいは学校全体で、教職員全体でその取組を現在行っている状況でございます。

なかなか一朝一夕に効果として表れては来ないという部分ではあるかというふうに思っておりますが、日々の積み重ねにおいて、そこは引き続き行っていかなければならな

いかなというふうに思っております。

また、学校の見える化というようなところもございました。そこに関しましては各学校でホームページを作成し、また、特にそういったことに特化しているような先生方もおいでになりますので、非常に凝ったつくりを行っているというふうな学校もございます。そういったところを見本という形にさせていただいて、市内全校で同様の取組ができればというふうに考えております。

以上であります。

- 委員長（飯島孝也君） 次の質問に移ります。

相沢委員。

- 委員（相沢俊行君） ここに書いたとおりですけれども、本年度新たに設置されたいじめ問題専門委員会、4月以来設置されて、重大事態の第1号及び第2号事案を扱うことがありましたら、なければそれで結構です、その概要についてお伺いします。
- 委員長（飯島孝也君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

いじめ問題専門委員会、通称第三者委員会と呼ばれるものでございます。ここにある重大事態の第1号というのが、生命・心身に被害が及ぼされた状況、第2号というのが、先ほどちょっと出てまいりましたが、30日以上欠席が続いているという状況であります。

本市におきましてですが、現在のところがなかなかちょっと難しいところではあるのですが、このいじめ問題専門委員会、通称第三者委員会と呼ばれるものに関して、設置がなされ、それに対して報告があるという場合に関しては、市長、それから議員の皆様にも報告をすることが法律で決められております。また、さらに、市のホームページにおいて、その報告書は公表するということが決められておりますので、非常に難しいのですが、今後について、現状ではどうだというところの有無も含めて申し上げることはできないのですが、もし、そういった事案があれば今後報告をさせていただければというふうに思っております。

以上であります。

- 委員長（飯島孝也君） ほかに質問がなければ、次の質問に移ります。

続いて、スクールバスの小学生の使用についての質問ということで、現在、塩山地域の中山間地の小学生で、デマンドバスを使用して学校に通学している方がいるというところですが、それをスクールバスを使つての登校として運用できないかという質問です。

お願いします。

清水教育総務課長。

- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

塩山中学校のスクールバスに関しましては、国の補助金を活用する中で購入を、昨年度、させていただきます。その中では、小学校の例えば校外学習であるとか、中学生の部活動への送迎とかそういった形、学校活動に関しても通学、下校以外の部分に関しても、その利用は構わないということが国から示されております。

スクールバスの登下校の際に小学生の使用をということだと思っておりますが、そこも恐らく可能ではあると思っておりますが、改めてちょっとそこは確認をさせていただければと思います。

仮に可能になった場合に関してですが、現在、中学校の始業時間に合わせて朝の便は運行しております。塩山中学校に7時50分に着くようにということで運行をしておりますので、現在のところ、大菩薩、あるいは二本木、玉宮、3線ともに朝7時半くらいには上を出てまいります。といったところで小学校に着いて途中で降りるということから、かなり早い時間に小学校に着いてまいります。

そこはご家庭のご負担もかなり大きいかなという部分と、それから、現在、デマンドバスを利用されている方に関しては、平沢と大久保平というふうに理解をしております。ともに、平沢に関してはマイクロバス、大久保平方面に関しては中型のバスが利用しておりますので、なかなか細部まで入って乗車していただくことは不可能かなというふうに思っております。現状も国道沿い、あるいは県道沿いで乗車をしていただいておりますので、仮にそこまで小学生の方に歩いて出てきていただく、あるいは、親御さんに送っていただくということが可能であれば、そこからスクールバスに乗ることはできないことはないかなというふうに思います。

ただ、先ほど申し上げたとおり、朝の時間がかなり早くなりますので、その辺のご負担もご了承いただかなければならないかなというふうに思っております。

以上であります。

- 委員長（飯島孝也君） 昼の時間のチャイムがなりましたけれども、残り2問ですので続けさせていただきます。当局の方にはご負担をかけて申し訳ございませんが、ご協力をお願いします。

続いての質問について、高野委員、お願いします。

○ 委員（高野浩一君） 学校の運用の暑さ対策について伺うのですが、3月定例会で佐藤議員の一般質問に清水課長も言及していましたが、熱中症チェッカーというものが学校に設置されていて、ある設定した温度になると警告音が鳴るといふ、そういうものなのですけれども、実際の運用の何かマニュアルがあるとか、しっかりそれはルールづけて学校として運用されているとか、その運用方法について伺います。

○ 委員長（飯島孝也君） 清水教育総務課長。

○ 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

まず、熱中症チェッカーにつきましては、学校の規模にもよりますが、市内全小中学校に合計で44台配備してございます。学校ごとに運用は違いますが、毎日の定刻、それから校庭、あるいは体育館の使用の際に計測をして、暑さ指数に応じた運動指針を定めてございます。

基本的には、その熱中症チェッカーの中の31度以上となった場合に関しては、原則運動は中止と規定をさせていただいております。運動前に規定値に達した場合には中止、運動途中で達した場合、例えば部活動の途中で達した場合に関しては、活動が区切りとなったところで中止とするなど、確実な運用に努めているところでございます。

また、学校内で情報を共有するため、このボードを玄関先に設置して、あるいは職員室内のモニターに映すというようなことで、全職員が共有をしているというところもございます。

以上であります。

○ 委員長（飯島孝也君） 続いて、高野委員、お願いします。

○ 委員（高野浩一君） 塩山高校でコミュニティ・スクールの取組を始めているということで、市の教育委員会も関わっているというふうには伺っています。今のその状況、塩山高校がどのような取組で、教育委員会がどういうところを学んでいるとか、その状況を伺います。

○ 委員長（飯島孝也君） 清水教育総務課長。

○ 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

県では、昨年3月に策定いたしました教育振興基本計画の中で、コミュニティ・スクール導入の推進を基本方針の一つに掲げております。令和10年度末までに全ての県立学校に導入するという決めで決まっております。

塩山高校につきましては、本年5月に学校運営協議会が設置をされ、本年度の学校運営

方針、昨年度の学校評価報告等が熟議をされたというところで聞いております。

委員に関しましては、地域の住民、保護者、教職員、学識経験者、関係行政機関の職員など13名が選任され、本市からは小林教育長、それから塩山中学校の校長、勝沼中学校の校長及び政策秘書課長が委嘱されております。

本年度の予定につきましては、この後、11月と2月に開催をされるということで伺っている状況でございます。

以上であります。

- 委員長（飯島孝也君） よろしいですか。

廣瀬委員から何かございますか。

- 委員（廣瀬明弘君） ただいま清水教育総務課長のほうから話がありましたが、今まで、昨年度までは評議員制度ということでやっておりましたが、まず、山梨県の教育委員会のほうでは塩山高校をコミュニティ・スクールということで、やはり地域住民の方、また、保護者の方、また、学校を支援する方々ということで、皆様の意見を聞いて学校運営をどのように改善していくかということになると思います。

先ほどもありましたが、地域住民の方としてはPTAの会長さん1名、あと保護者の方では今年度のPTAの会長、あと学校運営に関する方ということでは、同窓会長、松里診療所の院長、あと塩山の2名です。あと教職員、校長というところで塩山高校の校長、学識経験者というところで山梨大学の准教授、つる法律事務所の弁護士という方、関係行政機関というところで、先ほどもありましたが、甲州市の教育長、甲州市の政策秘書課長、地域の産業界の代表ということでエノモトの総務部長さん、商工会の事務局長さん、その他、教育委員会が適当と認める者というところで、塩山中学校、勝沼中学校の校長ということで13名。枠は15名ということですが、13名の中でこの協議会を立ち上げております。

これは、県の教育委員会のほうに、この13名だったのか、もっと増えたどうか分かりませんが、県の教育委員会のほうで審査をして任命されているということになりますので、そのところでこの運営委員会が設立されているということになります。

以上です。

- 委員長（飯島孝也君） 説明をしていただき、ありがとうございました。

その他の件については質疑を打ち切ります。

以上で総務文教常任委員会を散会いたします。

副委員長に挨拶をお願いします。

- 副委員長（有賀公子君） お昼時間を過ぎてしまい、申し訳ありませんでした。また、外は暑くなっておりますので、皆様、体調にお気をつけてお過ごしください。

以上で総務文教常任委員会を終了いたします。

〔散会 午後 0時08分〕